

第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人きょうと福祉ネットワーク一期一会

②評価調査者研修修了番号

SK2021180
2020-1-013
28-052

③施設名等

名称：	舞鶴双葉寮
施設長氏名：	仙田 修二
定員：	45名
所在地(都道府県)：	京都府
所在地(市町村以下)：	舞鶴市桃山町7-5
T E L：	0773-62-0122
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	1948/1/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 舞鶴双葉寮
職員数 常勤職員：	21名
職員数 非常勤職員：	名
有資格職員の名称（ア）	保育士
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	調理師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	児童指導員
上記有資格職員の人数：	10名
有資格職員の名称（カ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	6ユニット 45室
施設設備の概要（イ）設備等：	地域交流スペース、親子訓練室など
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【基本理念】（省略）
【舞鶴双葉寮養育理念】 入所児童の一人一人が、かけがいのない人格的存在であることを認識し、児童と職員、児童と児童の信頼関係と様々な生活の体験を通して日常的、個別的、集団的に関わりにより児童自らが、さまざまな心理的、社会的障害を克服し、最大限の自己実現を目指すよう努力させる。 【舞鶴双葉寮養育方針】 養護施設は、家庭にかかわって正しい愛情と知識と技術を持って、子ども達を育てる社会的養育の場である。したがって、職員は子ども達の親代わりとして、又兄がわりとして又姉がわりとして、そして指導者としての継続的な人間関係を保ち、かつ愛情に満ちた一貫性のある援助を家庭に代わって与えなければならない。 同時に子ども達が施設の中で安心して生活ができる場所、すなわち情緒の安定が得られる心のよりどころとなる、家庭的な生活環境を保証し、将来社会の一員として自立できるよう、子供たちの最善の利益を考え種々の援助を行わなければならない。 【全体の具体的処遇方針】 - より明るく、より伸び伸びとして健康な子どもを育てることを目標とする。 - それぞれの発達年齢に応じた社会性を体得できるように、できるだけ多くの社会的体験を得られる機会を与え、体験の幅を広げる。 - 高年齢児童にあつては、自らの将来に対する感性を持たせ進路について積極的に助言をするとともに、目標を設定しその実現に努力をさせるよう心がける。 - それぞれの年齢にふさわしい基本的な生活習慣を体得できるよう日常の生活日課、生活指導の中で個々に目標を設定させる。

⑤施設の特徴的な取組

地域との関係が強く、地域の皆さんに見守られている。

【併設して行っている事業】

- ・放課後児童健全育成事業
- ・デイサービス事業
- ・子育て短期支援事業

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/6/10
評価実施期間（イ）評価結果確定日	1900/1/0
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

舞鶴双葉寮は、東舞鶴駅から徒歩数分圏内の閑静な住宅街の中にあります。事業としては、児童養護施設のほか、地域の子どもを対象にした子育て短期支援事業（デイ・ショート・トワイライトの各サービス事業）、放課後児童健全育成事業を実施しています。施設は、戦後間もない昭和21年に戦災引き上げ孤児のために作られた「双葉寮」を母体に、昭和23年に児童養護施設として認可され、その後現地に施設整備されたという歴史があります。長年、大舎制で運営されていましたが、施設の老朽化や家庭的養護推進のために令和2年に新寮舎が整備され、それ以降はユニット制を取り入れた施設運営を行われています。基本的な関わりの考え方はユニット制になって変わった部分もありますが、以前から大切にされてきた家族的な雰囲気の中で子どもが自己肯定感を持てるようにきめ細かな支援をされる姿勢は継続して大切にされた運営が行われていました。

施設長他のベテラン職員は大きな家族のお父さん、お母さんのような感覚で職員や子どもに接していることが良い面でもあります。近年、職員の交替もあり、全体に体制が若返ってきた事で、より良い施設を目指して各種マニュアルの整備や職員が主体的に施設運営にかかわる仕組みを取り入れるなど、努力されていることが感じられました。

また、子どもたちへの関わりについても、以前からの「のびゆく会」といった全体での取り組みに加え、各ユニット毎での話し合いなど子どもの意見要望を吸い上げる取り組みも工夫されています。また、退所後のアフターケアにも引き続き力を入れており、卒業生はお盆や年末年始、施設の行事の際に帰省し、その機会に入所中の子供に進路のアドバイスをするなどの交流もあります。これらは職員に対する信頼があるからこそその現れであり高く評価できます。

近年、社会福祉分野では法人・施設の地域交流・地域貢献が言われていますが、双葉寮では以前から地域との関係が良好で地域の清掃への参加、積雪時の雪かき、施設行事への招待等、地域との密な交流が行われており、コロナ禍の中でもお互いに助け合う関係が維持されています。

今後の課題としては老朽化している施設の整備がありますが、これまでの地域との繋がりを大切にしつつ、新たな児童福祉の課題解決に向けて、今後も舞鶴市のこども支援の拠点として発展されることを期待します。

◆特に良かった点

②地域との関係がうまくできている。日常的な交流ができているところが素晴らしい。一般の家庭にいる子どもよりも地域住民と触れ合えているところは子どもの強みとなっている。

③職員が変わり、施設長のもと、職員全員で一緒に考えている姿勢が良い。のびゆく会で子どもの意見を聞く機会を設けている。

◇【23 地域との関係が適切に確保されている。】

自治会に加入し、地域行事に積極的に参加しています。地域住民と日常から挨拶するなどつながりをもって、近隣の高齢者世帯の雪かきを子どもと一緒にしています。

地域の協力を得て田植えや農業体験をしており、近隣からいただいた野菜等を料理して、お返しするなど良い交流が見られます。

◇【A11 主体性、自律性を尊重した日常生活】

子どもの年齢に応じて自立生活ができるように支援をしています。高校生には調理実習や卒業した時にすぐに使う公共機関などの活用方法やお金の使い方を自立訓練として学ぶ機会を作っています。小・中学生にはお金を使うときに相談しながら、後でお小遣い帳をつけるようにしています。

また、近隣の清掃や雪かきをするなどしており、近所の人からお礼を言われることがあり、それを子どもに伝えるようにしています。

◇【A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。】

退所後に相談の連絡が来る子どももあり、内容によっては訪問するなどして対応しています。アパートの保証人などに困るケースもあり、保証人になることもあったり、消費者金融や就労先との対応もすることもあります。退所後に子連れで帰ってくる機会があります。高校3年生に向けて退所後の先輩が就職の話をしにきてもらう機会を作っています。

◆特に改善が望まれる点

①中長期計画、事業計画の内容に数値化が弱く、中間評価をきちんとできる仕組みづくりが必要である。

②マニュアルは整備されているが、改訂年月日の記載がなく、整理されていない面を改善が必要である。

各種マニュアルの整備に力を入れておられることが聞き取りの中で確認できました。

より効率的に支援の内容の点検と改善が行えるよう、マニュアルの一覧を作成され、その内容を定期的に見直し、改定されたことが確認しやすいよう、策定時期、改定時期等を記載されることをお勧めします。

③ヒヤリハット、苦情の件数が挙がっていない点が課題である。ネーミングも含め、挙がってくる仕組みづくりの検討が必要である。

④人材確保の面では、上位認証をとれるようにしていくことが必要である。人材確保、認証制度取得のため、職員の就業環境の整備が必要である。

●近年多発している自然災害等への備えとして、リスクマネジメント体制の整備やBCPの早期策定、定期的な評価・見直しのルール化などを検討されることをお勧めします。

●のびゆく会やユニット毎で子どもの声を丁寧に聞き取る機会を作っておられます。しかしながら、定期的な利用者アンケートの実施はされていませんでした。

子どもたちの思いを把握し、支援の充実につながるようなアンケートの実施を検討してください。

※自立支援計画策定やそのためのアセスメント手法が明確になっていると言にくい部分がありましたが、アセスメントや計画見直しは児童相談所と一緒に行われていますので、改善点としては上げなくていいかと思います。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

日頃感じていることを聞いていただき、気が付かない事を掘り出していただいたり成果の多い一日でした。

子どもたちを取り巻く社会の変化も大きく、加えて、コロナ禍の影響が増す日々の中、職員は、迷い立ち止まりそうになります。でも、子どもたちの成長は早く、可愛いままではいてくれません。

私たちは社会から大切な子どもたちを預かり、社会に送り出すことが使命だと日々感じながら、子どもたちと真摯に向き合いたいと思っています。

そして、これから多くの方々の援助を受けながら、彼らの豊かな感性を育みたいと願っています。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
理念はホームページに掲載している。「児童養護施設舞鶴双葉寮入所のしおり」に理念を記載するとともに、子ども用、親用と作成し、子ども用にはルビをふるなど、分かりやすく工夫をしている。職員には、月2回開催している職員会議で理念を周知している。場合によっては、廊下に張り出すなどしている。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
全養協や経営協の研修や全国大会、府児連協施設長会に参加し、全国的な情報の入手に心がけている。京都府施設協議会に参加し、連携や情報収集に努めている。要対協に加盟しており、必要な研修に参加している。個別のケース会議に参加することもある。毎月、入退所の数を把握するなど経営状況をこまめに把握し、職員会議で、共有し、課題検討の機会としている。「役員会資料」として事業計画にまとめている。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐

【コメント】

1棟は改修したが、残り2棟の改修が現在の課題である。国の方針として、1ユニットを8名から6名定員に改訂があるため、定員や職員配置に影響があることもあり、検討課題となっている。人材確保に困難さを感じており、採用活動がうまくいっていない。これに対し、幹部会議、主任会議でも検討してきている。毎朝、朝の会を開催し、子どもの様子等を共有している。欠席者には、ラインで情報を伝えている。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】		
「児童養護施設舞鶴双葉寮中長期計画」を策定しているが、計画期間の記載が明確になっていない。また、計画内容が具体的に数値化されておらず、目標値が明確になっていない。建物の建て替えについて、相当な費用がかかるため、数値化する予測が立てにくい。 ※新館やセンターの老朽化による改善計画も10年度を目指して考えられているので、数字目標を明確にして計画を進められるとよい。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【コメント】		
単年度の事業計画は策定されてるが、毎月の行事の記載が中心となっており、数値目標や具体的な成果の目標設定が明確になっていない。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○
【コメント】		
職員の意見を各棟の責任者がまとめ、運営会議で課題を共有し、次年度の運営計画(事業計画)を策定している。職員の参画のもと事業計画が策定されており、年度末の見直しは行っているが年度途中の進捗状況確認は行われてない。 理事長より、職員会議にて事業計画の内容について、意見を聞きながら立案・評価を行っている。施設の建て替えにあたって、子どもや職員の意見を取り入れながら行った。立案された事業計画は、職員会議で説明を行っている。 年4回開催している理事会において、事業計画を評価し修正している。職員には、職員会議の都度、事業計画にふれ評価をしている。		

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	☐
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	☐
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	☐
【コメント】		
施設全体で、子どもの自治会である「のびゆく会」を組織しており、これに基づきユニット単位で子どもの話し合いを行っており、事業計画についても伝えている。保護者にも面会時に伝えるようにしている。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 ☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。 ☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。 ☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	b ○ ○ ○
【コメント】		
職員会議の際にケース会議を行い、養育支援の質向上に向けた話し合いをしている。個別の自立支援計画を策定している。部内研修において、子どもの「発達障害」などについて職員が学ぶ機会を設けている。第三者評価受診時以外の年度においても自己評価をしている。評価項目を小グループ化して評価し、幹部会議で集約の後、職員会議に下ろしている。しかし、PDCAサイクルに基づいたチェックは行っていない。チェックしていく仕組みが弱い。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 ☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ☐ 職員間で課題の共有化が図られている。 ☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	b ○ ○ ○ ○
【コメント】		
評価した際の職員会議の記録はしているが、課題を抽出した内容を文書化する作業ができていない。その中で優先順位をつけて改善策を検討してはどうか。詳細なことでも職員会議で共有し、全体で意見交換をすることが特徴となっている。部屋ごとで出来ること、出来ないことの違いが生まれないように配慮している。子どもの不満になるのでユニットごとで差をつけることはやめようと考えられており、大舎制の歴史での良いところでもある。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	☐
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	☐
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	☐
【コメント】		
ホームページに施設長の挨拶が記載され、役割を明確に告知している。「施設長の役割と責任」を明文化しており、年度初めに見直しして作成している。「管理運営規定」を整備し、施設長の役割について明確にしている。非常時にあたっては、「防災マニュアル」「土砂災害対応マニュアル」に「役割分担表」として、統括責任者として明記されている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	☐
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐
【コメント】		
「経理規程」を整備しており、物品購入等にあたっての適正な手順を明確にしている。コンプライアンスに関する研修に参加し、情報を職員会議で周知している。また、顧問社労士と契約し、こまめに意見を受けるようにしている。ハラスメントについても留意している。職員にも周知している。民法など、関係する法律について、随時、文章などを職員に配布・周知している。虐待研修は職員全員が受けている。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	☐ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	☐ 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐
【コメント】		
ユニットになり、子どもの様子が見えにくくなっている。そのため職員には、気になる状況をこまめに記録するように指導を行い、施設長がすべてに目を通すようにして把握している。子どもの課題を把握して、チームで情報共有して報告を適切にするように施設長は職員へ指導している。他のユニットの子どもの様子が分かりにくい現状があるが、情報共有がされていることで対応がしやすくなっている。施設長は職員会議に参加をしており、ユニットに出向いて、順番に食事を共にし様子を見ている。職員が法人内外の研修に参加できるように配慮をしている。新任研修は何年目まで、専門領域は5年目以上の職員に行かせるなど適切に研修を受講できるようにしている。施設長会議、施設長研修、顧問社労士などからのアドバイスを受けるなど、自己研鑽に励んでいる。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
	□施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
	□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【コメント】

施設長は、人事・労務管理を担っており、適正に対応できるように心がけている。人員配置の検討が一番の課題であるが、適宜職員面談を行い、フォローをしている。超勤が削減できるよう、小まめに声掛けを行い、帰宅を促している。ＩＴ化を検討したいが、児童養護施設で活用できるシステムが少ないと感じている。書式関係は、ＰＣ上で独自の書式を作成し活用している。ＰＣの台数を増設したり、タブレットを各ユニットに設置するなどＩＴ環境改善が進んでいる。休憩時間が２時間あり、その間に個人的な用事を済ませることが出来るように配慮している。光熱費については、ユニットごとにメーターをつけて管理している。買取で整備していたものをリースにするなどの工夫もしている。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 ☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。 ☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。 (5種別共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	b ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 必要な人材に関する考え方が「人材確保計画」(毎年作成)として明文化されている。マイナビと契約し、随時説明会を開催したり、見学者には職員全員で対応するなどに努めている。就職応援BOOKに採用専用のページを掲載している。加算取得ができるよう、加配をしている。近隣の短大の実習を受け入れており、そのつながりで就職されることもある。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。 ☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。 ☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。 ☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 「基本的生活支援マニュアル」を職員マニュアルとして整備し、その中に「職員の基本姿勢」「期待される職員像」が明記されている。職員面談を定期的実施しており、職員個人の目標管理としているが給与への反映などの仕組みはもっていない。処遇改善加算は取得している。勤務形態のことや超勤など職場の環境改善について職員会議で話し合っている。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

有給取得、時間外労働については経理で把握しており、管理職がチェックしている。嘱託医との契約があり、何かあれば、相談に行くように声掛けしている。年2回健康診断を実施している。福利厚生として、共済会とソウェルクラブに加入している。互助会も組織しており、職員旅行などの企画をしている。年度末に年1回の職員面談を全員に対し、実施している。しんどそうな様子がある職員には、主任に相談するよう、促している。場合によっては、職員があつまり、職員に対することについて相談することもある。就業規則にハラスメントについての規程を明記しており、施設長の責任を明確にしている。育児休業制度を設けている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

法人として、「期待される職員像」を明確にしている。個人面談を行い、目標や要望などを聞く機会を持ち、把握している。しかし、個人別の研修計画策定までの仕組みの明確化がされていない。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

「職員研修計画」が策定されており、方針、目的、研修内容は明文化されているが、具体的な内容となっていない。職員研修計画の仕組みが整備されていない。キャリアパス制度の構築途中であり、明文化されたものがない。「基本生活支援マニュアル」内に職員研修について、文章として明確化している面もあるが、整理が必要。年度版を策定し、見直し年月日を記載する方がよい。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(5種別共通) ☐ スーパーバイジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

職員の保持している資格について、一覧にしており、把握している。OJT研修を導入しており、新人採用時に実施している。外部研修を受講した際には、内部研修として講師役となり、伝達している。主任、管理職がスーパーバイザーとして担当できるように組み立てている。（外部のスーパーバイザーの委嘱はしていない。）

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

保育士、介護等体験実習、里親研修、児童相談所の新人研修の受け入れを行っている。社会福祉士実習の受け入れも可能な職員配置があるが、受け入れはない。「実習生受け入れ規程」を明文化している。実習校との懇談会にも参加をするようにしている。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 ☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。 ☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。 ☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	b ○ ○
【コメント】 ホームページやWAMネット上で施設の運営状況を公表している。地元新聞の取材などは受けている。広報誌の作成はしていないが、イベントや行事の開催について、回覧板で周知している。 ※今後の情報公開の取り組みとして、第三者評価の結果についてHP上にリンクを貼ってはどうか。また、SNSやブログなどで地域貢献の内容など、施設の魅力発信を行ってはどうか。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	b ○ ○ ○
【コメント】 「経理規定」に物品売買取引等に関する取り決めについて明記している。監事に会計士を配置しており、経理上のチェック体制を作っている。内部監査は実施されているが、外部の専門家による監査等を行っていない。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
	☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	☐
	☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	☐
	☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	☐
	☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	☐
	(児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	☐
【コメント】		
地元の自治会に加入している。地域行事には積極的に参加するようにしており、地域清掃・除雪作業には子どもも一緒に参加している。地域の田んぼに出て農業体験を行っている。地域住民と日常的に挨拶するなどのつながりを持つようにしており、頂き物の野菜などがあつた場合には、それを使ったお菓子を子どもが作り、近隣に配るなどしている。例年、クリスマス会を盛大に行い、地元住民も参加できるようにしている。卒園生も里帰りする機会となっている。学校の友人が遊びに来れるよう配慮しており、部屋やグラウンドで交流できるようにしている。コロナのため活用できていないが、施設整備の際に地域交流室を設けている。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	☐
	☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	☐
	☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	☐
【コメント】		
「ボランティア受入規程」を明文化し、「ボランティア受入による目標」などを記載している。ボランティア名簿を作成しており、多彩な登録者がいる。ボランティアとのつながりにより、子どもが地域で活躍できる機会を得ることにつながった事例もある。ボランティアには、個人情報保護に関して、誓約書にサインをいただくようにしている。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	☐
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	☐
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	☐
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	☐
【コメント】		
「緊急時連絡先一覧」で、病院関係、学校、各機関、施設関係などを明確にし、事務所内で閲覧できるようにしている。子育て支援協議会に加盟し、地域と連携した取り組みとして活動している。要対協に参画するとともに、日常的に連携を図っている。個別的な内容の相談の連絡があれば、児童相談所に繋ぐようにしている。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

【コメント】

子育て支援協議会に加盟して、情報収集や協力などを行っている。学校の地域懇談会、学校の資源回収に積極的に参加している。学校の教員に対し、研修を行っている。学童の子どもに課題を抱える子どもが多いので、個別対応を学校などを行うようにしている。子育て短期入所支援を行っている。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【コメント】

学童の受け入れで他所で受け入れが困難な児童を積極的に受け入れるようにしている。福祉避難所については、設置基準が満たないので指定されていない。小学校で開催される避難訓練と合同開催するようにしている。近隣は高齢者が多く、除雪作業を担うなどしており、喜ばれている。有事には、施設が保有している資源を地域に還元する姿勢である。(事業計画に明記すると尚よい) 地域懇談会に参加して、必要なことが無いのか、聞き取りするなど、日ごろの関係性を大切にしている。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	☐
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	☐
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	☐
【コメント】		
「基本的支援マニュアル」に基本姿勢、養護理念、養護方針等が明文化されており、子どもを尊重した養育・支援について記載されている。職員会議にて、理念や方針は読み上げるようにしている。施設内研修において、子どもの尊重や基本的人権について職員が学ぶ機会を設けている。「被措置児童虐待対応マニュアル」にチェックリストを設けている。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐
【コメント】		
「プライバシー保護マニュアル」を整備し、手紙、電話、面会、児童に関してなど、項目ごとに具体的な留意点について明文化されている。施設建て替え後ユニット制になり、一人一人個室使用となった。また、浴室に鍵がかかるようにしているなど、プライバシーの配慮がされている。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

入所のしおりや子どもの権利ノート（幼児版、小学生版）を活用して説明を行っている。入所前の見学はケースによって実施している。施設建て替えのため、紹介パンフレットも新しく作成されている。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

パンフレットとしおりを用いて、入所前の説明をしている。事前に見学があることもあるが、児童相談所の職員への説明に留まることも多い。入所のしおりは、保護者用と子ども用の両方を作成している。案件によるが、本人や保護者の同意を得て入所となる。最近の傾向として、暴力よりネグレクトが多い。未成年後見制度の紹介など、発達障害や知的障害のある子ども、小さい子どもへの説明を絵や写真を使用するなど丁寧にすることを職員間で統一できている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

措置変更がほとんど無いため、措置が終了となつての退所が多い。退所後も相談に乗ることは、保護者との面談時に丁寧に説明している。地域で受け入れられない子どもがあった場合は、児童相談所に地域が受け入れられる関係構築を依頼する。退所児童のアフターケアを行っており、その記録をしている。（アフターケアは、1年間であるが、その後も20年、30年とつながりのある子もいる）退所時の冊子「退所のしおり」を子どもに渡しており、子どもが相談できるようにしている。クリスマス会や運動会開催時に帰ってきた際に様子を見ることができる。

		第三者 評価結果
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	☐
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐
【コメント】		
「嗜好調査」を年1回実施している。外食がコロナ禍でできないので、寿司やケンタッキーの出前を取るなどしている。ユニット内で子どもの生活上の要望を聞き、職員会議で共有している。意見箱を設けおり、要望などを子どもが入れることができるようにしている。(名称を変えて、入れやすくする工夫も必要ではないか)「のびゆく会」(児童自治会)でゲームが欲しい、インターネット環境、図書室の設置などの要望があり、実現している事例も多くある。ユニットになり、職員に個別に要望を伝えやすくなっていることもあり、職員が会議で全体化することで実現したこともある。実現できないことも正直に子どもに伝えるようにしている。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	☐
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
【コメント】		
2名の第三者委員を配置している。(弁護士、福祉の見識のある人)「苦情解決業務規程」を整備している。子どもが第三者委員や先生に苦情が言いやすくなるため、掲示物を作成し、食堂に張り出している。現在まで取り立てて苦情がない。苦情解決担当者を明確にしている。個別の要望については、個人の記録に残している。苦情がないので、公表をしている実態はない。 苦情・意見・要望を適切に取り上げ、対応していく仕組みを整理する必要がある。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐
【コメント】		
各担当などの職員が相談を聴けるよう、「せんせい、ちょっと」という啓発の張り紙を食堂にしている。施設で飼っている犬の部屋や相談室など、こどもの気持ちに配慮して静かに話せる場を設けている。特に動物のいる部屋が癒されるのか話しやすい様子であり、うまく活用するようにしている。		

	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 ☐職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ☐意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。 ☐相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ☐職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ☐意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。 ☐対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	b ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 「のびゆく会」で出た意見や個別に聞く意見は、間を置かずに対応できるようにしている。しかしながら対応マニュアルの定期的な見直しがされていない。 ※要望があったら、職員会議にかけると、フローチャート状にしたマニュアルがあると良いのではないかと。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。 第三者 評価結果		
	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 「事故対応マニュアル」を整備している。ケガを含む事故、子ども同士のトラブルの事故など、場面に応じたマニュアルがある。フローチャートを作成し、事故発生時の連絡体制を整理してマニュアル化している。事故・ヒヤリハット報告書を整備している。ヒヤリハットについて、明文化しているものがあり、職員研修で伝えている。報告として挙がってきたものを職員会議で伝え、検証している。消防署に来てもらい、救急救命の研修を受けている。しかし、安心・安全について、事故発生時等の具体的な備えはされていないものの、リスクマネジメントについての委員会や責任者の明確化、定期的な評価が行われていないので、体制の明確化が求められます。		
	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	b ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 「食中毒、感染症健康危機管理マニュアル」に予防対策、対応、2次予防について記載している。「衛生管理マニュアル」に衛生管理の役割等を明文化している。「コロナウィルス感染症対応について」を整備しており、発生時の対応や抗原検査実施についてなど適宜新しい情報に差し替えている。コロナ発生時には、別棟で過ごせるようにしており隔離できる環境がある。BCP作成については、作成手順の勉強中とのことであり、BCPを早期に策定され、感染症対策についての管理体制を明確化される事が望まれる。		

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

「防災マニュアル」を整備し、行動手順等を明確化している。土砂災害警戒区域となっている。また、原発の警戒域に入っており、毎年研修受講をしている。安否確認について、連絡網を作成している。BCP作成については、作り方手順を習得中である。「地震に対する一般的心得」を作成し、子どもが在校時にどのような動きをするのかなど、場面別の行動、対応について明文化されたものがある。「土砂災害対応マニュアル」「洪水マニュアル」「土砂災害に関する非難確保計画」など、各種マニュアルを取り揃えている。消火訓練など、消防署立会いの下や独自で、毎月（年1回の夜間想定含む）実施している。「非常食リスト」を作成し、消費期限が近いと地域と炊き出しをするなどしている。災害時に備えた実践的な取り組みは行われているが、合わせてBCPの早期策定などによる体制等の明確化が望まれる。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	☐
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	☐
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	☐
【コメント】		
「基本的生活支援マニュアル」で支援方法が文書化されている。新入職員があった場合にも、マニュアルを用いて支援方法について説明をしている。新しい職員には、何度か一緒に勤務し、各業務ができていかなどを口頭で確認している。 ※OJTをする中で、標準的な実施方法にもとづいて支援が実施されているか確認できるようなチェック表を作成しておけばより良い。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的の実施されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐
【コメント】		
「基本的生活支援マニュアル」を年1回または随時、見直しを行い加筆修正している。制度が変更になった場合など、職員会議で提案し、見直しをしている。見直しの時期を明記すると良い。随時の見直しであり、見直しの時期を明確化していないが、年1回以上確認している。どういったマニュアルがあるか一覧にし、見直しの時期が一目で分かるように整理する事をおすすめする。「自立支援計画」を作成しており、マニュアルを意識しており、必要に応じて変更をしている。起床時間や掃除の時間を柔軟にしてほしい、という意見をマニュアルに反映している。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐
【コメント】		
自立支援計画をマニュアルに沿って作成する責任者を置いている。児童相談からの援助指針に基づき作成している。児童相談所などと意見を出し合いながら、計画書を作成しているため、アセスメントシートは設けていない。(児相からのアセスメントシートと施設の情報を掛け合わせてアセスメントとしている。) 困難ケースについては、心理士などの専門職種と連携しながら作成している。見直しの際には、学校や児相などと意見交換や情報収集をして策定されているが、施設としてもアセスメント書式があると良い。見直す前には子どもからも話を聞き、作成している。※見直しの手順を手順書として作成してはどうか。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

「自立支援計画スケジュール」を明確化し、これに沿って策定している。自立支援計画は、各担当、寮長などが確認し決裁しており、周知している。前期・後期に分けて作成し、前期終了後に見直しを行い、必要に応じて変更している。緊急に変化が生じた場合は、児相との連携を密にして確認しあい、施設内でも確認の上、変更する仕組みがある。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

「育成記録」を作成しており、日々の様子がしっかりと記録されている。記録の書き方を明文化したものはないが、担当者が気になった際に、都度、個別に職員に指導するようにしている。朝の会、グループラインで大小関わらず情報共有をするようにしている。ライン活用時には、イニシャルで伝えている。記録はフォーマットを定め、PCで統一して行っている。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】

「記録等の管理・廃棄マニュアル」を整備しており、責任者を明確にしている。記録の最高責任者は施設長であり、保管場所は施設内にある。記録は永久保存であり、施設退所後も全て保管している。「情報公開・開示規程」を整備し、個人情報の開示について申し出があった場合は規程に沿って手続きの上行っている。「就業規則」に個人情報の漏洩や持ち出しについて明記している。「誓約書の提出について」を明文化して整備しており、個人情報の漏洩について明記している。個人情報保護について職員研修を行っている。入所の際に保護者や子どもに個人情報について説明している。

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	☐
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	☐
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	☐
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	☐
【コメント】		
「基本的支援生活マニュアル」に沿って、子どもの権利擁護について記載され、職員の理解が図られている。職員向けに、アドボカシー研修を実施している。人権擁護のチェックリストを年1回実施している。		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	☐
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	☐
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	☐
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	☐
【コメント】		
「子どもの権利ノート」に沿って、年齢や状態に応じて適切に対応をしている。職員間でサポートが必要な子どもの様子を共有し、できる限りのサポートをしている。施設長より、弱者の気持ちに職員が寄り添う必要性について伝えるようにしている。支援学校、支援学級の子どもが増えており、差別発言が出た場合は、子どもを集めて、具体的にダメであったことについて子どもが考える機会を設けている。		
(3) 生い立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	☐
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	☐
【コメント】		
児童相談所の職員と一緒に動き、適切に対応をしている。子どもに伝わってはいけない事態を把握した際には、職員会議で職員間で共有をしっかりと行うようにしている。日ごろの様子や外出場面の写真などを子ども毎にアルバムにまとめて保存している。退所する際にそのアルバムを持たせるようにしている。		

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力・人格的等め、心理的虐待など)があつた場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	○
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があつた場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

「就業規則」に不適切な関わりの防止について規定している。「被措置児童虐待対応マニュアル」に不適切な関わりや発見時の対応について明文化している。折に触れ、日ごろの中で、子どもには困ったことなどを伝えることができることを伝えている。子どもには講師より研修を受ける機会がある。「子どもの権利ノート」を子どもに渡したり、虐待防止月間には、ポスター掲示をして周知している。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	○
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	○
	☐ 余暇の過ごし方について、子ども自身が自由に選択し、一人ひとりの趣味や興味に合った活動が行えるように支援している。	○
	☐ 子どもの状況に応じて、金銭の管理や計画的な使い方などを学び、金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。	○

【コメント】

ユニットになり、職員と一緒に生活のサイクルを共有できるようになっている。子どもができることは自身で行い、要望を伝えることを守り、一緒に考えながら生活環境を作っている。ユニットでの話し合いの場を設けている。子どもの要望に応じて、学年ごとなど、ユニットを横断してグループに分かれて話し合いを実施することもある。現金管理は担当職員が行い、遣う時に相談しながらお金を遣い、後にお小遣い帳をつけるようにして、金銭感覚を養うようにしている。

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ 子どもの生活の継続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

入所時に児童相談所と連携して、不安感の無いように配慮している。退所の際には、全職員から全児童からの寄せ書きを渡し、「いってらっしゃい」と言って送り出し、「いつでも（遊びや相談に）帰ってきて良いよ」と伝えている。入所時に衣類などを持ってこないケースが増えている。衣類などを入所時に購入して渡すなどしている。前の学校の子どもや先生などが訪ねた時にも対応をしている。途中で家庭復帰する際には、保護者や子どもに、何かあれば連絡するように伝えている。

②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	☐
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	☐

【コメント】

退所が近づくと、I C L（総合人材サービス企業）の研修に必ず参加するようにしている。退所後の相談窓口を決め対応している。1年間は退所後の住所などを把握しているが、途中で音信不通となることもある。成人式に向けてのきもの選びや写真選びなどしてフォローしている。障がいのある子どもについては、支援センターと連携している。民間のGHに入所しているケースもある。退所後に警察に逮捕された子どもの身元引き受けになることもある。退所後に退所児童支援に特化した特別の会を設けることはなく、クリスマス会など施設の行事で帰ってくる機会がある。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	
【コメント】		
職員は、経験を積むごとに、様々なケースに対応し知見を深めている。入所時に成育歴を聞き取り、踏まえた上で対応している。心理士の専門職が病欠中であり、児童相談所の心理士に支援してもらっている。朝の会で子どもの課題について話すことで、他の先生からのアドバイスを受けて、対応について見直す機会が作られている。利用者アンケートを実施することができていない。		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	○
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	○
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	○
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	○
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	○
③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	○
	☐ 職員は必要以上の指示や制止をしていない。	○
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	○
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	○
	☐ 朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	○
【コメント】		
子どもを見守り、待つことは忍耐が必要で難しいが、職員も意識している。褒めることも適宜行っている。朝の小学生男子が多いユニットや、ユニットで調理を行う際など、現場職員が少ないところへ調理職員がフォローに入るなど適宜対応をしている。		

④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	☐

【コメント】

子どもの要望に適宜応えるようにしている。自転車、キックボードを整備している。ユニット内でテレビ番組については決めるようにし、録画機能を活用して欲求が満たされるように配慮している。学校との連携を密にし、子どもの学びや遊びに関して把握するようにしている。高校生の子どものニーズに応えられない場合には、寮長がかみ砕いて説明するようにしている。現在、幼稚園には2名が通園している。お話し会にきてもらったり、行事の際に手伝ってくれるボランティアがある。

⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束と一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

家庭であれば、教えられることが、施設特有の動きとなるため経験出来ないということが無いよう、配慮している。季節行事は必ず行い、社会に出て恥ずかしくない知識や体験を身に付けるように配慮している。中高生の帰宅時間などはルールを決めているが、柔軟に対応しながら行っている。地域行事に参加し、交流を行っている。毎月、体重・身長などを測定して、成長、健康管理をしている。定期的な通院治療が必要な子どもがいるので、注意して支援をしている。高校生担当が高校生を集めて勉強会をしている。高校生は、スマホを全員持っており、何か危険な事象があった際には、子どもを集めて気をつけるよう注意するようにしている。

(2) 食生活

①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術が習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

そばやエビなどアレルギーがある場合、代替え食などを行っている。クラブ活動などで遅くなる場合は、温めなおして提供するなどしている。残食が無い状態。お菓子作りなど必要、要望に応じて行っている。

(3) 衣生活

①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

子どもをグループに分けて、購入に行くようにしている。衣類の持参が無い子どもには、適宜購入している。中学生以上は自分で洗濯するようにしている。支援が必要な子どもには職員が支援している。アイロンがけは、自分で行うことも自身で行っている。

(4) 住生活

①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

ユニットとなり、個室と共有スペースが整備されており、住環境を整備している。シャンプーやリンスなど消耗品は個人持ちであり自分の好みのもを使っている。共有しているものは限られている。自分の部屋を飾り付けることもできるようにしている。17時から掃除の時間を設定し、自分の清掃や落ち葉掃除など、協力して行っている。

(5) 健康と安全

①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

身長・体重測定を行い、健康管理をしている。歯科検診後に歯科医受診をすることがあり、職員が対応している。定期的な受診が必要な子どもへの対応をしている。薬は職員が預かり、食事後に渡すなどしている。コロナの勉強会や、糖尿病の発症がある子どもがあった場合には糖尿についての勉強会を行った。

(6) 性に関する教育

①	A17 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	○
	□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	○
	□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	○
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	○

【コメント】

毎年度、子どもの発達段階に応じて性教育をしている。職員が研修を受けに行き、子どもに向けて研修をしている。施設内で性のことがタブーとならないように配慮している。外部講師の依頼は行っていないが、伝達研修をしている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	○
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】

暴力など行動に課題がある子どもには、児童相談所に入ってもらい助言をもらうなどしており、担当職員が理解して話してきかすなどしている。暴力が起こった際に、周りの子どもにも伝え、理解を促すようにしている。職員への暴力はない。子どもからキツイことを浴びた場合には、その職員へのフォローをするようにしている。以前には警察に介入してもらい、弁護士に対応してもらったこともあった。男性職員がその子どもに対して、2名態勢で対応するなど工夫している。1フロアにクールダウン室を設けており、必要な際には使用できるようにしている。

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○

【コメント】

女子のユニットには、姿見をつけるなどし、死角が無いようにした。問題が発生した際には、ユニットで話し合い解決するようにしている。年齢別に分けてユニット構成をするなど配慮している。入所後すぐの心理的ケアについては、児相などと連携している。施設長が中心となって、職員に基本的支援の姿勢について伝えるようにしている。

(8) 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

自立支援計画に基づき、児相の心理士と連携しながら、支援を行っている。心理療法室を設け、心理的支援のプログラムが行えるようにしている。心理的ケアのフォローについては、虐待を受けた子どもや情緒的不安定者、発達障害の2次障害が考えられる場合に、児相の心理士にアドバイスをもらうようにしている。心理に関する研修を職員は受けるようにしている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

個室となっているため、学習はそれぞれの自室で行っている。教えあいたい場合は、リビングや廊下で行っている。塾に行く子どももあり、学校の教師が教えてくれることもある。小学生は基礎学力の能力テストを受けている。特別支援学級、支援学校に通っている子どもが増えている。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

学校と連携して、進学について相談している。大学進学希望があった場合には、金銭面を考慮する必要があり、児相と相談するようにしている。入学案内を取り寄せるなど、子どもに行かせている。給付型奨学金の申請をしているが、希望者が多くなっていて給付が受けにくい状況がある。進学・就職後もアフターケアを行っている。就職がダメになった場合に戻ってくるケースがある。学校中退、不登校のケースは無い。高校卒業後も必要に応じて、措置延長とする場合もある。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	☐
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	☐
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	☐
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

舞鶴支援学校に通学している場合は実習期間に学んだことを社会に出るために支援するようにしている。ほとんどのことを学校で支援されている。アルバイトをさせたり、漢字検定、英語検定など、必要な資格取得支援をしている。運転免許取得が就職の条件の場合もある。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるように図っている。	☐
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	☐
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかがわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	☐
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	☐

【コメント】

入所時のしおりを活用して、説明するようにしている。家庭環境が整うように、家族関係調整などしている。一時帰宅などは、児相と相談して行っている。外出は自由に行っており、中学生は高校生と一緒に、小学生は担当職員と一緒に外出するようにしている。高校生は自由に外出している。運動会や体育祭などについて、保護者に知らせるようにしている。

(1 1) 親子関係の再構築支援

①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	☐
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	☐

【コメント】

家庭支援専門相談員と相談しながら、児相とも連携して再構築のために家庭支援をしている。場合によっては、家庭訪問なども行っている。1泊2日で帰り、次は日数を増やすなどしている。親子訓練室を設け、帰宅訓練をしている。アルバムを保護者と一緒に見るなど、職員がフォローすることがある。親子関係に不安があった場合に、すぐに児相に相談するようにして、一緒に考えるようにしている。